広報 みなと

税金特集号

平成31年（2019年）1.21
☎3578-2111(代)
FAX 3578-2634(税務課)
http://www.city.minato.tokyo.jp

平成31年度からの住民税（特別区民税・都民税）の主な改正点について

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

働く人が就業調整（※）を意識しなくてよいように、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられる等、配偶者控除および配偶者特別控除の条件や控除額が見直されました。

※ 配偶者控除等の対象になるように就業時間を調整すること。

配偶者控除

納税者が、生計を同一にする配偶者（専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下である場合において、本人の合計所得金額に応じて、平成31年度から控除額が、段階的に変わります（表1のとおり）。改正後、現行に比べて控除額は一定のまま、または減少します。

また、納税者本人に所得制限が設けられました。合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除の適用を受けることができません（改正前は合計所得金額の制限はなし）。

配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が、76万円未満から123万円以下に引き上げられます。

控除金額は、納税者本人の合計所得金額および配偶者の合計所得金額それぞれに応じて段階的に変わります（表2のとおり）。

なお、納税者本人の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

表1 配偶者控除額

納税者本人の合計所得額	70歳未満の配偶者	70歳以上の配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1000万円以下	11万円	13万円
1000万円超	0円	0円

税の絵はがきコンクールについて

税に対する知識の普及拡大を図るため、「絵はがき」募集事業として、小学生を対象に毎年実施しています（国税庁および芝・麻布法人会主催）。

小学生税の絵はがきコンクール港区長賞受賞作品（芝法人会）

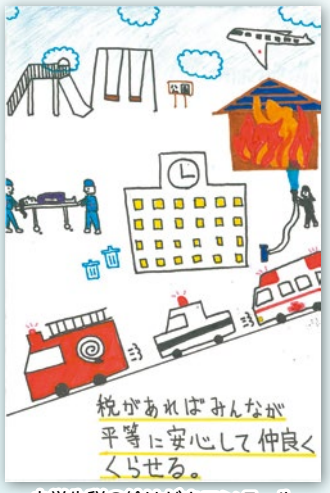

小学生税の絵はがきコンクール港区長賞受賞作品（麻布法人会）

表2 配偶者特別控除額

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

区の寄附金税額控除対象団体を拡大しました

平成30年1月1日以降に支出された寄附金から、条例で指定する税額控除の対象となる団体を拡大しました。

区内に主たる事務所または事業所がある公益法人、認定NPO法人等、区の条例で指定した特定の団体へ寄附を行った場合、平成31年度分特別区民税の所得割額から一定額を控除します。

税額控除額

特別区民税分

（区が条例指定した団体への寄附金額－2000円）×6パーセントに相当する金額

都民税分

（都が条例指定した団体への寄附金額－2000円）×4パーセントに相当する金額

寄附金に対する控除を受けるためには、確定申告が必要です。

寄附をした年の翌年3月15日までに、受領証明書等を添付して税務署で確定申告をしてください。その際は、申告書第2表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄に必ず寄附額を明記してください。

※今回拡大した団体は、都が条例指定した控除対象団体でもあるため、都民税の税額控除対象にもなります。
※税額控除対象となる寄附先団体一覧について詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ　税務課課税係　☎3578－2593～7、2600～9

発行／港区　発行部数112,000部　編集／産業・地域振興支援部税務課　〒105－8511　港区芝公園1－5－25

知って納得 住民税

区では、区民の誰もが心豊かに安全に安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によって賄われています。

住民税(特別区民税・都民税)の概要

住民税とは

住民税には、個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住民税」があります。個人住民税は区で、法人住民税は都税事務所で賦課・徴収しています。

個人住民税は、地方自治体が行う事業の費用を住民がそれぞれの負担能力に応じて分担する地方税です。所得税(国税)とは異なり、住民税は地域社会の会費として、より多くの人に負担を求める仕組みになっています。

住民税の構成

個人住民税は、「特別区民税」と「都民税」からなり、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を足したものが1年間の税額(年税額)になります。

均等割　区内に住所のある人や、区内に住所がなくても事務所・事業所・家屋敷のある人が、一律に負担する税金です。

※特別区民税は3500円、都民税は1500円です。

所得割　前の年の所得に応じて計算された税額です。

特別区民税の税率は6パーセント、都民税の税率は4パーセントです。所得の種類によって税率が異なる場合があります。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、臨時的な税制上の措置として、平成26～35年度は、特別区民税および都民税の均等割額をそれぞれ年額500円引き上げています。

住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1～12月の所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所がある人	○	○
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人	○	-

住民税がかからない人

所得割も均等割もかからない人(住民税非課税)

(1)平成31年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人

(2)平成31年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

(3)前年中の合計所得金額が次の金額以下の人

- 扶養親族がいない人　35万円
- 扶養親族がいる人　35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養含む)の人数＋1)＋21万円

所得割がかからない人(所得割非課税)

前年中の総所得金額等が次の金額以下の人

- 扶養親族がいない人　35万円
- 扶養親族がいる人　35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養含む)の人数＋1)＋32万円

税金のかからない給与収入の限度額

給与所得者(パート等含む)の人で、1年間の給与収入の合計が103万円までの場合、所得税はかからず、100万円までの場合は住民税もかかりません。

給与収入等(年収)	本人に税金がかかるかどうか		扶養に入ることができるか
	住民税	所得税	
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超～103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

問い合わせ　税務課課税係　☎3578－2593～7、2600～9

申告から納税までの流れ

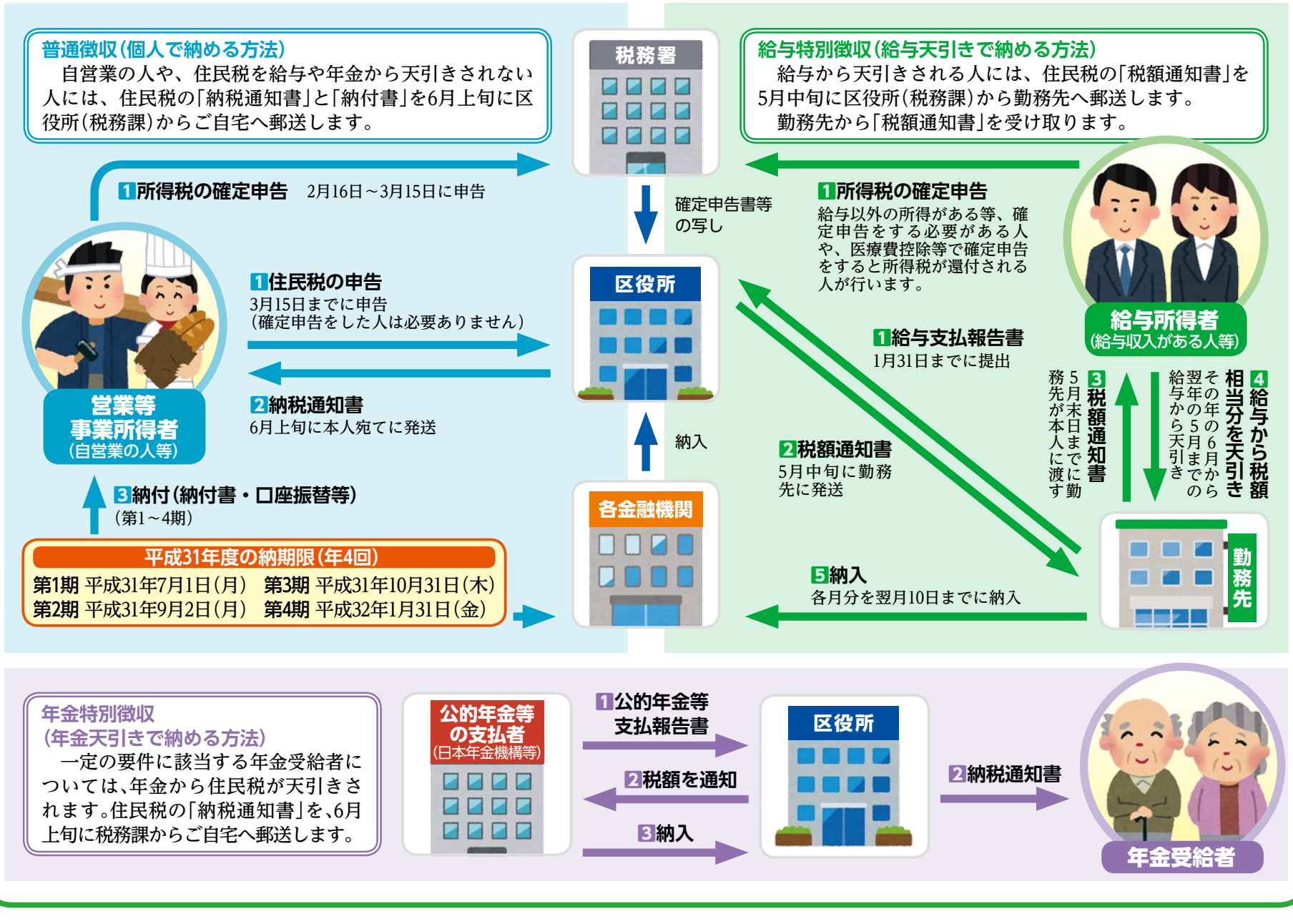

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

元号に関する表記上の注意点

本広報みなと発行時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。
新元号が定められた際は、読み替えをお願いします。

税の申告はお早めに

住民税(特別区民税・都民税)の申告書の提出期限は3月15日(金)です

住民税は、区が税額を計算し、これを皆さんに通知して納税していただくことになっています。
このため、区が適正な課税を行うには、皆さんから正しく所得の申告をしていただくことが必要です。

ご自身に必要な申告について確認しましょう

- 平成31年1月1日現在の住所は**港区**ですか？
  - いいえ → 住民税の申告が必要な場合は、**平成31年1月1日現在の住所地**で手続きをしてください。
  - はい ↓
- 平成30年中(1月1日～12月31日)に収入がありましたか？
  - いいえ → 港区居住の親族に扶養されていますか？
  - はい ↓
- 次の(1)～(3)のいずれかに該当しますか？
  (1)1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与収入が2000万円以下(年末調整済み)であり、給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円以下
  (2)2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与収入が2000万円以下(年末調整済み)であり、主たる給与以外の収入と給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円以下
  (3)公的年金の収入が400万円以下で、その他の所得の合計が20万円以下
  - いいえ → **所得税の確定申告書を税務署に提出してください。**
    詳しくは、4面の「税務署からの確定申告のお知らせ」をご覧ください。
    ※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告書の提出は不要です。
  - はい ↓
- 収入が給与、公的年金のみで、それらの支払者から港区へ支払報告書が提出されていますか？
  ※給与支払報告書の場合、平成30年中に退職し、給与の支払金額が30万円以下の場合を除く。
  - いいえ → 確定申告により所得税の還付がありますか？
  - はい ↓
- 源泉徴収票に記載されているもの以外に、対象となる控除(医療費控除等、一定の条件で所得から差し引くことのできるもの)がありますか？
  - はい → 確定申告により所得税の還付がありますか？
  - いいえ ↓
- **住民税(特別区民税・都民税)を申告する必要はありません**

- 確定申告により所得税の還付がありますか？
  - はい → **所得税の確定申告書を税務署に提出してください。**
  - いいえ → 港区居住の親族に扶養されていますか？
- 港区居住の親族に扶養されていますか？
  - はい → **住民税(特別区民税・都民税)を申告する必要はありません**
  - いいえ → **住民税(特別区民税・都民税)の申告書を区役所または各総合支所に提出してください**

こんな場合はどうするの？申告のQ&A

Q ふるさと納税をしたのですが、申告の方法は？

A 確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が5自治体以内である等、一定の条件下であれば確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられます(ワンストップ特例)。ただし、控除を受けるためには、寄附をするごとに寄附先に「申告特例申請書」を提出しておく必要があります。

※確定申告をする人は、申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄に、寄附額を必ず明記してください。

Q 平成30年の3月に会社を退職し、その後3カ所でアルバイトをしていました。医療費がかかったので所得税の還付を受けたいのですが、どのように申告すればいいでしょうか？

A 税の申告は、1月から12月の1年間の収入が対象になるので、申告をする際は20万円以下の所得についても申告しなければなりません。アルバイト先を含めて全ての勤務先の「給与所得の源泉徴収票」を用意し、医療費の明細書とともに、税務署に所得税の確定申告をしてください。

※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告は不要です。

Q 収入がなくても住民税の申告書を提出するのですか？

A 収入のない人も、住民税の申告書第2面「③収入がなかった人の記入欄」に必要事項を明記し、申告してください。

※住民税の課税状況は、国民健康保険料、介護保険料の計算、児童扶養手当等各種手当ての審査の際に使用します。申告書の提出がないと、保険料が高く算定されることがあります。

住民税(特別区民税・都民税)の申告書を区役所または各総合支所に提出してください

住民税の申告が必要と思われる人には、申告書を2月1日(金)に郵送します。申告書に必要事項を明記し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送するか、次の提出先に提出してください。
平成30年中に転入した人には、申告書を郵送しておりません。申告書が必要な人は、次の窓口で2月1日(金)から配布します。
※記入方法について詳しくは、申告書に同封する「申告のてびき」をご覧ください。

提出先
〒105－8511 芝公園1－5－25 港区役所2階　税務課課税係

各総合支所　区民課窓口サービス係

芝地区	〒105－8511	芝公園1－5－25	☎3578－3141
麻布地区	〒106－8515	六本木5－16－45	☎5114－8821
赤坂地区	〒107－8516	赤坂4－18－13	☎5413－7012
高輪地区	〒108－8581	高輪1－16－25	☎5421－7612
芝浦港南地区	〒105－8516	芝浦1－16－1	☎6400－0021
台場分室	〒135－0091	台場1－5－1	☎5500－2351

問い合わせ
税務課課税係　☎3578－2593～7、2600～9

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

上場株式等に係る配当所得等に関する申告・課税について

上場株式等の配当所得や特定口座の源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の譲渡所得については、所得税と特別区民税・都民税があらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているため、申告は不要です。ただし、所得控除や税額控除の適用を受ける場合や、上場株式の譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用を受ける場合には、申告が必要となります。
なお、申告不要とされている配当所得や譲渡所得を申告した場合、これらの所得は「合計所得金額」に含まれることとなり、配偶者控除や扶養控除の適用、また、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定等に影響が及ぶ可能性があります。申告不要とされている配当所得や譲渡所得を申告するかしないかについては、総合的に判断してください。

申告期限

所得税と特別区民税・都民税で異なる課税方式(申告不要、総合課税、申告分離課税)を選択する場合は、期限(納税通知書または特別徴収税額決定通知が送達される時)までに確定申告書とは別に特別区民税・都民税申告書を区に提出してください。期限後には、課税方式を変更することはできませんので、注意してください。

問い合わせ
税務課課税係　☎3578－2593～7、2600～9

国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

税務署からの確定申告のお知らせ

所得税・贈与税の申告書の提出期限・納期限は3月15日(金)です

《計算方法》1年間(1月1日～12月31日)に生じた所得の金額または贈与を受けた財産の価額の合計額について計算します。

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない人は…

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つです

ID・パスワード方式に対応した

①ID(利用者識別番号)　②パスワード(暗証番号)

マイナちゃん

- IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望する人は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカードおよびICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年1月からマイナンバーカードとICカードリーダライタを使って、自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取った人は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えを確認してください。
- 平成31年1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせ等を確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますので、注意してください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします(国税庁では、マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用して行う「マイナンバーカード方式」を推奨しています)。

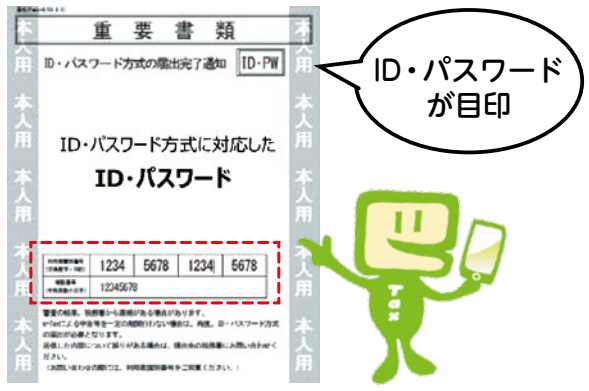

いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォンで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税等の寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面をご利用いただけます。

ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して、e-Taxで送信すれば申告完了
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票等の添付書類は提出不要
- 申告書の控えはPDF形式でスマートフォンに保存

タブレット端末等をご使用の人は右の二次元コードをご利用ください。

国税庁確定申告書作成コーナー

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降、所得税、地方消費税、贈与税の申告書には、税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

①マイナンバーカード
②通知カード等

※1　郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
※2　ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

医療費控除の領収書は提出不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※1　医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
※2　医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です)。
※3　平成29年分～平成31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

確定申告の相談日程

表1 税理士による無料申告相談

期間	会場	所在地	受付時間
1月30・31日(水・木)	白金台いきいきプラザ集会室B	白金台4－8－5	午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分
2月6・7日(水・木)	芝浦港南区民センター第1・2集会室	芝浦4－13－1	
2月12～15日(火～金)	高輪区民センター集会室	高輪1－16－25	
2月1日(金)～15日(金)※土・日曜、祝日を除く。	麻布税務署別館会議室	西麻布3－3－5	午前9時15分～11時30分、午後1時～4時

表2 申告書作成会場

開設期間	会場	所在地	時間
2月18日(月)～3月15日(金)※土・日曜を除く。(注)	芝税務署　5階会議室	芝5－8－1	受け付け　午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで) 相談　午前9時15分～午後5時
	麻布税務署　別館会議室	西麻布3－3－5	

(注)2月24日(日)、3月3日(日)は、東京国税局1階において相談・受け付けを行います。

- 会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。
- 小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物および株式等の譲渡所得のある場合を除く)。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類)の写し等を持参してください。

なお、医療費控除を受ける場合は、あらかじめ医療費の明細書を作成してお持ちください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁　検索

問い合わせ

芝税務署　〒108－8401　芝5－8－1　☎3455－0551
麻布税務署　〒106－8630　西麻布3－3－5　☎3403－0591
東京国税局税務相談室(英語対応のみ)　☎3821－9070

都税事務所からのお知らせ

個人事業税の申告について

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(金)までに、前年中の事業の所得等を、都税事務所に申告してください。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はありません。この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に必要事項を明記してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をしなければなりません。

問い合わせ

東京都港都税事務所個人事業税班
〒106－8560　麻布台3－5－6
☎5549－3805(直通)

この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

軽自動車税について

軽自動車税とは

軽自動車税とは、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、軽三輪、軽四輪以上等の軽自動車に対する税金です。毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納付時期

区役所から送付される納税通知書で、納期限までに納付します(軽自動車税の納期は、原則として毎年5月中です)。

軽自動車等を所有しなくなったら

廃車・譲渡・盗難・出国等により、登録した軽自動車等を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れると、平成31年度も課税されることがありますので注意してください。

手続き場所

排気量125ccまでの原動機付自転車、小型特殊自動車
各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区は相談担当)・台場分室
☎欄外参照

排気量125ccを超える二輪車
東京運輸支局(品川区東大井1－12－17)　☎050－5540－2030

排気量660ccまでの軽三輪・軽四輪車
軽自動車検査協会(港南3－3－7)
☎050－3816－3100

軽自動車税の減免

身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちの人等(同一生計者を含む)は、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくは、税務課税務係にお問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車等合わせて1台のみです。

軽自動車税の改正について

軽自動車税環境性能割の創設

消費税率の10パーセント引き上げ時における自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に「環境性能割」が創設されます。三輪以上の軽自動車の取得にあたりその取得者に対して、当該軽自動車の燃費基準に応じた税率を適用します。現行の自動車取得税と同様に、当分の間、都が代行して賦課徴収を行います。

なお、従来の軽自動車税は「種別割」に名称が変更となります。

平成31年10月1日から適用予定です。

問い合わせ
税務課税務係☎3578－2586～91

特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者等が区内の小売店に売り渡したたばこの本数に基づき、申告および納税するものです。

たばこの販売価格には、特別区たばこ税をはじめ、さまざまな税金が含まれており、納税自体は卸売販売業者等が行いますが、実際に税金を負担しているのは、たばこを購入している消費者です。

平成29年度における港区の特別区たばこ税収入は約59億円で、特別区税収入全体の約7.7パーセントを占めています(グラフのとおり)。

グラフ　特別区税収入に占める特別区たばこ税収入の割合

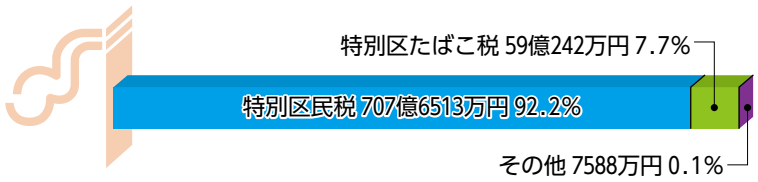

税率

平成30年度地方税法改正により、たばこ税の税率の引き上げが行われました。特別区たばこ税の税率は表のとおりです(※1)。

表　紙巻たばこ1000本あたりの特別区たばこ税の税率

期間	旧3級品以外の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ(※2)
平成30年10月1日～平成31年9月30日	5692円	4000円
平成31年10月1日～平成32年9月30日	5692円	
平成32年10月1日～平成33年9月30日	6122円	
平成33年10月1日以降	6552円	

※1　地方税法の改正により、新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられました。「加熱式たばこ」の税率については、現行では「重量」を基に紙巻たばこの本数に換算されていますが、「重量」と「価格」を基に換算する方法に、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することとなりました。

※2　旧3級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」「うるま」「バイオレット」「ゴールデンバット(ボックスを除く)」の銘柄を示し、これまで特例税率が適用されてきましたが、地方税法の改正により、平成31年10月から旧3級品以外の紙巻たばこと同様の税率が適用されます。

問い合わせ　税務課税務係　☎3578－2586～91

課税(非課税)証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所得および扶養の状況等が記載され、非課税証明書は課税額が無いことを証明するものです。納税証明書は課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。

請求には3つの方法があります。

窓口申請

必要なもの

本人	●印鑑 ●本人確認できるもの※
代理人	●印鑑(代理人のもの) ●代理人の本人確認できるもの※ ●委任状(本人が署名押印したもの)

※ 官公署発行の運転免許証、健康保険証、パスポート等で顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示してください。

交付手数料　1通300円
(使用目的により無料になる場合があります)

発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室
☎欄外参照

郵送請求(本人のみ)

必要なもの

(1)申請書(港区ホームページからダウンロードできます)
(2)使用目的により有料の場合は1通300円の定額小為替
(3)返信用封筒
(4)本人確認できるもの(写し)

コンビニ交付

必要なもの

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(事前に利用登録したもの)

各カードについて詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室は除く)にお問い合わせください。　☎欄外参照

交付手数料　1通200円
(使用目的により無料交付できるものでも有料扱いになります)

利用時間　午前6時30分～午後11時
(年末年始、メンテナンス時を除く)

問い合わせ　税務課税務係　☎3578－2586～91

税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間団体は、正しい税知識の普及および納税意識の高揚を目的として、区や税務署等と連携し、団体相互に緊密な協調を図るとともに、地域社会の健全な発展に寄与する各種の社会貢献活動を行っています。

主な活動

- 税に関する広報活動、各種研修会の開催
- 記帳活動
- 税理士による無料相談
- 租税教室の開催
- 税に関する作品(作文、標語、絵はがき)コンクールの開催
- ボランティア活動(バザー売上金の寄附)

問い合わせ
税務課税務係
☎3578－2586～91

構成団体	団体名
納連	芝納税貯蓄組合連合会
	麻布納税貯蓄組合連合会
青申会	(社)芝青色申告会
	(社)麻布青色申告会
法人会	(公)芝法人会
	(公)麻布法人会
間税会	芝間税会
	麻布間税会
小売酒販	芝酒類商連合会
	東京小売酒販組合麻布赤坂支部
税理士会	東京税理士会芝支部
	東京税理士会麻布支部

記事中の表記について　(社)…一般社団法人　(公)…公益社団法人

納税インフォメーション

口座振替のご案内

住民税の納税を、便利な口座からの自動引き落としにしませんか

●銀行やコンビニでの納付手続きが不要になります。
●「ついうっかり」の納付忘れがなくなります。

手続き方法

(1)申込書を準備してください(申込書は、税務課、各総合支所区民課で配布しています。また、税務課税務係にご連絡をいただければ、郵送します)。
(2)通帳を確認しながら口座情報等の必要事項を明記し、押印をしてください。
(3)申込書を金融機関の窓口に提出してください。

金融機関が口座内容や届出印等の審査・承認を行い、承認された申込書が区役所へ送付されて、登録が完了します。
※金融機関の審査から、区役所に送付されるまでに約1カ月かかります。平成31年度の第1期から引き落としを希望する場合は、平成31年4月末日までにお手続きをお願いします。

便利な納税方法のご案内

24時間365日いつでも「コンビニ納付～コンビニエンスストアを利用した納税～」

(1)現金と納付書を持ってコンビニへ
(2)レジでお支払い
(3)領収書とレシートの受け取り

いつでもどこでも「モバイルレジ・モバイルクレジット～スマートフォン等を利用した納税～」

モバイルレジ・モバイルクレジットとは、納付書に印字されたバーコードをスマートフォン等のカメラで読み取り、モバイルクレジット(インターネットバンキング)やクレジットカードを利用して納税する方法です。

(1)アプリをダウンロード(初回のみ)
(2)アプリを立ち上げ、納付方法を選択し、お支払い
※納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収)と軽自動車税で利用が可能です。
※モバイルバンキング納付を利用するためには、モバイルバンキングの利用手続きが必要です。
※クレジット納付を利用するには、利用額の段階ごとに手数料が必要となります(モバイルバンキング納付の場合、手数料はかかりません)。

モバイルレジアプリ
二次元コード

事業者等特別徴収義務者向け電子納税が平成31年10月から始まります

平成30年現在、事業者等特別徴収義務者は、個人住民税を従業員の毎月の給料から天引きにより徴収し、従業員が納税すべき各地方公共団体に納付しています。

平成31年10月以降、インターネットを利用した地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて一括で各地方公共団体に納税することができるようになります。区でも今後、対応できるようにするため、準備を進めています。

納税管理人の届け出について

区内に住所等を持たなくなった人(特に海外へ転出される場合等)は、住民税の納税義務を果たすために納税管理人を定めて、申告または申請する義務があります。転出する場合は、税務課税務係にお問い合わせください。

問い合わせ
税務課税務係☎3578－2586～91

納税相談はお早めに

さまざまな事情により、住民税や軽自動車税等を納期限までに納付することが困難な場合には、納税促進係・滞納整理担当で納税相談を受け付けています。

一定の条件を満たしている場合には、分割納付や徴収猶予(原則1年以内)の対象となることがあります。

納税が遅れると延滞金がかかります

納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて高い利率の延滞金が課せられます。

平成31年の年率換算

●納期限の翌日から1カ月を経過する日まで：2.6パーセント
●納期限の翌日から1カ月を経過した日以後：8.9パーセント
※国内の金利情勢により毎年変動します。

滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を超えても未納が続く滞納者に対しては、債権(預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不動産等財産の差し押さえを行っています。

財産を差し押さえても完納にならない場合は、差し押さえた財産の公売を行い、滞納している税金や延滞金に充てます。

納税環境の整備

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき、換価の猶予ができるようになりました。詳しくは、税務課納税促進係・滞納整理担当にお問い合わせください。

徴収猶予

次の理由により住民税を納付することができないときは、税務課納税促進係・滞納整理担当に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められることがあります。

●自己財産が被災または盗難されたとき
●納税者またはその生計を一にする親族が、病気を患ったもしくは負傷したとき
●事業を廃止、または休止したとき
●事業について著しい損失を受けたとき　等

換価の猶予

納税する意思のある人が、住民税を一時に納付することにより、生活の維持を困難にする恐れがある等、一定の要件に該当する場合、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価の猶予が認められることがあります。手続きについては、納入が困難である金額、受けようとする期間や担保等が必要になる場合があります。詳しくは、税務課納税促進係・滞納整理担当にお問い合わせください。

問い合わせ
税務課納税促進係・滞納整理担当　☎3578－2619～33

港区版ふるさと納税制度

新たな寄付先として「すべての子どもに居場所と学びの環境を整える」を追加しました

ふるさと納税とは、自治体に寄付をすることで所得税や住民税の控除を受けることができる制度です。港区版ふるさと納税は、返礼品によらず、寄付者自身が寄付金の使い道を選び、区の取り組みを応援する制度です。

次の事業の中から寄付金の活用先を選ぶことができます。

①台場の水質改善に向けた取組	お台場の水質改善に取り組むことで、都心でも安心して泳げる海水浴の実現をめざします。
②港区マラソン	東京タワーを中心とした都心部の公道を走り抜ける「リアルシティマラソン」を開催します。
③運河に架かる橋のライトアップ	芝浦港南地区に架かる橋を中心に水辺空間をライトアップし、世界に誇れる新たなシンボルを創出します。
④すべての子どもに居場所と学びの環境を整える	全ての子どもたちが夢と希望に向かって挑戦できるように、子どもの未来を応援する施策を展開します。
⑤区政全般を応援	特定の取り組みに限定せず、区政運営に活用します。活用先を指定することもできます。

申込方法

窓口での申し込み

各総合支所管理課管理係または台場分室の窓口でお申し込みください。

インターネット申し込み

港区ホームページ「港区への寄付のご案内」、または「ふるさとチョイス(港区)」からお申し込みください。

納付書による申し込み

電話またはファックスで、各総合支所管理課管理係にご連絡ください。寄付申出書と納付書を郵送します。

問い合わせ
○港区版ふるさと納税制度全般について
企画課企画担当　☎3578－2568
○税額控除について
税務課課税係　☎3578－2605
○窓口・納付書による申し込みについて
各総合支所管理課管理係
☎欄外参照